

意見公募要領

1 意見公募対象

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 三次答申（案）」

2 意見公募の趣旨・目的・背景

電気通信事業政策部会では、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）における最終保障提供責務の導入等を踏まえ、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方（令和7年7月4日付け諮問第1242号）」についてユニバーサルサービス政策委員会を開催し、同委員会では、令和7年7月18日（金）以降、検討を行っています。

今般、ユニバーサルサービス政策委員会から三次報告書の報告を受けたうえで、電気通信事業政策部会において「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 三次答申（案）」を取りまとめたので、令和8年7月22日（水）から同年8月25日（火）までの間、広く意見等を募集するものです。

3 資料入手方法

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリック・コメント」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。

4 意見の提出方法

次の（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

（2）の場合は、メールに氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

（3）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出下さい。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：univ"atmark"ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課 あて

※スパムメール防止のため「@」を「atmark」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)のe-Govを極力ご利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。やむを得ず添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフト社 Word ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せ下さい。）。

※電子メールの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せ下さい。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承下さい。

5 意見提出期間

令和 8 年 7 月 22 日（水）から同年 8 月 25 日（火）まで（必着）

※郵送の場合は、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象の考え方（案）以外についての意見について

は、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承下さい。

- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承下さい。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承下さい。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課

担 当：隅田補佐、青木係長、中里主査、佐々木官

電 話：03-5253-5817

電子メールアドレス：univ"atmark"ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「"atmark"」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「"atmark"」を「@」に直してください。

意 見 書

令和 年 月 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 基盤整備促進課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 三次答申(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見